

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

常務理事	事務長	課長	係長	主任	係

健康保険被保険者証の記号番号	記号	番号	
資格喪失年月日	平成	年	月 日
資格喪失の際使用されていた事業所	名称		
	所在地		
資格喪失の際の組合名称	セメント商工健康保険組合		
備考			

上記のとおり申請します。
平成 年 月 日

〒 _____

住所 _____

フリガナ _____

氏名 _____ 印 _____

資格取得決定事項							
記号番号	9900 -						
資格取得年月日	平成 年 月 日						
資格喪失予定年月日	平成 年 月 日						
標準報酬月額	千円						
申請者の資格関係について () により確認した。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">取得</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>喪失</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </table>	取得		喪失		月額	千円
取得							
喪失							
月額	千円						

月分 一般
調整
介護 _____
合計

3 2 1
 この申請書は資格喪失の日から二十日以内に申請すること
 欄には記入しないこと
 (注意事項)

健康保険任意継続加入について

任意加入制度のあらまは次のようになっています。よく読んで納得のうえ加入の手続きをして下さい。

- * 加入には2ヶ月以上の被保険者期間が必要です。
- * 加入の手続きは、被保険者資格喪失日（会社を退職した翌日）から、20日以内に限られています。（20日を過ぎると加入できません。）
- * 加入期間は2年間です。
- * 再就職したとき、後期高齢者医療制度の該当者になったとき、又は死亡以外の事由では、途中でやめることはできません。
- * 保険料額は、退職時の報酬月額か、前年度9月の全被保険者の平均報酬月額（380千円）のいずれか低い方になります。これまでの事業主負担分を含め全額自己負担となります。
- * 保険料初回分は、加入手続きの時に納入して頂きます。次回からは、手続き完了後お渡しする納付書にて各月の10日迄に納付して下さい。納付期限までに納付されない場合には、資格の喪失となります。尚、前納制度もあり、一定の率で割引になります。希望される方は、係までお問い合わせ下さい。
- * 給付については一般被保険者と同様の給付を原則として受けることができますが、傷病手当金・出産手当金は支給されませんのでご注意ください。ただし、強制被保険者資格喪失時に継続給付の要件を満たしている場合は、引き続き手当金が支給されます。
- * 再就職したとき、死亡されたとき、加入期間満了のとき、資格が無くなった旨の通知を受けたときには、速やかに保険証を返納して下さい。

上記について十分検討したうえで加入の手続きをし、加入後は任意継続の制度を厳守されますようお願い致します。

申請の注意

任意継続被保険者申請の受付は、当健康保険組合の窓口で行なっております。本人、又は代理の方がご来所下さい。

申請に必要なもの

- * 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- * 資格喪失届 提出済みの場合は不要です。資格喪失届が提出されていないと手続きができませんのでご注意ください。
- * 異動届 被扶養者がいない場合は不要です。16歳以上の被扶養者がいる場合は、証明書類を添付して下さい。（妻は除く、但し収入のある場合については証明が必要です。）
- * 住民票 被扶養者がいる場合は、被扶養者も含めたもの
- * 保険料 一ヶ月分 但し、資格喪失月の翌月に手続きをする場合は二ヶ月分が必要となります。

**資格喪失後 20 日以内に手続きをして下さい。
（20日を過ぎると受けつけられません。）**

手続き方法等、不明な点は当組合業務第一課までお問い合わせ下さい

セメント商工健康保険組合
〒150-8407 東京都渋谷区東 2 - 10 - 8
03 - 3409 - 7918